

青森県行財政改革大綱

平成 20 年 12 月

青 森 県



は　じ　め　に

私たちは、安全・安心で豊かな県民生活の実現と青森県のさらなる発展に向けて、県民の皆様とともに、全力で取り組みます。

私たちは、めざす姿を実現するため、強い意志と実行力をもったプロとして行動します。

そして、柔軟で機動的な行財政運営を行い、イノベーションの波をおこし、自主自立の青森県づくりを進めます。

平成20年12月

青森県知事　三　村　申　吾

目 次

ページ

第1 行財政改革の基本的考え方

I 目的	2
II 取組方針	
1 取組期間	3
2 新たな行財政改革によりめざすべき行財政の姿	3
3 改革の柱	4
III 推進方法	6

第2 行財政改革の取組方策

I 公共サービス改革	
1 県が提供する公共サービスの重点化の推進	10
2 多様な主体・手法による公共サービスの展開	10
3 公社等の見直し	13
II 県庁改革	
1 少数精鋭体制の推進	15
2 柔軟で機動的な行財政運営システムの推進	19
III 財政構造改革	
1 財政健全化の目標等	22
2 歳出改革の推進	23
3 財源確保の取組	24
4 公会計整備等の推進	26
5 地方税財政制度の充実等	26

【資料編】

29

【用語解説】

43

第1 行財政改革の基本的考え方

I 目 的

～「青森県基本計画未来への挑戦」の推進を着実に支えるための行財政の新たな改革～

本県の行財政改革については、平成 15 年 11 月に「財政改革プラン」を策定し、翌平成 16 年 12 月には、第 4 次となる「行政改革大綱」の改定を行い、これらを両輪として、職員数の適正化や組織の見直し、民間活力の活用、事務事業の見直し等県行政全般にわたる大改革を断行するとともに、財政再建団体への転落回避と持続可能な財政構造の構築を図ってきました。

これらの取組により、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で、行財政運営システムの簡素・効率化を推進するとともに、3,969 億円の財源不足額に対応しつつ、現行の県の基本計画である「生活創造推進プラン」に基づく施策の重点的推進や新幹線建設負担金等の財源を確保するなど、着実な成果をあげてきました。

このような行財政改革努力を土台とし、本県では、「生活創造社会」の実現に向けて、未来と今を支える人財の育成、攻めの農林水産業、あおもりツーリズム、あおもり型産業の育成などの産業・雇用対策、保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進、医師確保のためのグランドデザインの推進など、県勢の発展につながる新たな施策を積極的に展開してきたところであり、その結果、各分野において、次なるステージへ飛躍するための新しい芽が着実に育っています。また、長年にわたり取り組んできた東北新幹線についても、平成 22 年度には全線開通を迎えることとなりました。これまでの努力が開花するとともに、各方面への大きな波及効果が期待されています。

このように、これまで「耕し、種を蒔き、芽を出した」取組を、今後「大きく育て、結実させる」ためには、その羅針盤としての新たな「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく諸施策を着実に推進するとともに、それを支えるための安定した行財政基盤の確立が不可欠です。

このため、平成 21 年度以降の新たな行財政改革の大綱を策定し、行財政の新たな改革に取り組むものです。

II 取組方針

1 取組期間

「青森県基本計画未来への挑戦」の期間に合わせ、本大綱の取組期間を平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

なお、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間を集中取組期間とし、改革成果の早期発現を図ることとします。

2 新たな行財政改革によりめざすべき行財政の姿

本県財政の現状をみると、これまでの取組により元金ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）を大きく改善させるなど、ストック面での財政構造改革に一定の進展をみたものの、平成 17 年度以降の国の地方財政対策により新たな財源不足額が発生し、多額の基金取崩しを余儀なくされているなど、フロー面での財政運営の厳しさは依然として続いており、真に持続可能な財政構造を確立するには未だ道半ばと言わざるを得ない状況にあります。

また、本県を取り巻く社会経済情勢は、急激な人口減少、地域間競争の激化や更なる地方分権の進展に向けた動きなど、大きな変化の中にはあります。

このような状況の中で、「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく諸施策の推進を着実に支えていくためには、これまでの仕組みや過去のやり方にとらわれず、これから時代に合った新たな県政スタイルを創り、時代の変化に柔軟に対応できる行財政基盤を確立していく必要があります。

このため、これまでの改革の取組による素地を踏まえつつ、新たな行財政改革により、次のような県行財政の姿をめざすものとします。

(1) 時代に適応する公共サービスへの転換

県民ニーズが多様化する中で、社会経済情勢など県行財政を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、県として果たすべき役割を「県民に真に必要とされる、県でなければできない公共サービスの提供」に重点化するとともに、県民、NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体、民間企業等の様々な主体が「公共」を支え合う仕組みを広げ、共助による公共領域の拡大をめざします。

(2) 県庁の組織体の力を最大化する行財政運営システムの構築

時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源（職員・財源）で最大の行政効果を発現していくため、経営感覚を持った職員による簡素で効率的な行政執行体制を推進しつつ、県庁の組織体としての力を最大化する効率的かつ効果的な行財政運営システムの構築をめざします。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく諸施策の推進を着実に支えていくため、「財政基盤の安定なくして県政なし」の考え方の下、青森県を決して財政再生団体に転落させない財政運営を堅持するとともに、身の丈すなわち財政力に見合った財政構造の構築など、時代の変化に的確に対応した持続可能な財政基盤の確立をめざします。

3 改革の柱

上記に掲げる県行財政の姿をめざし、次の3本の柱を定め、具体的な改革に取り組みます。

(1) 公共サービス改革

～選択と集中の徹底による県の業務の重点化～

限られた行政資源を有効活用し、「県民に真に必要とされる、県でなければできない公共サービスの提供」をめざすため、県の業務全般について、「何をやっているのかではなく、県民にどんな効果をもたらしているのか」などの行政経営の観点から取捨選択を行い、優先度を考慮した集中を徹底し、県が担う業務の重点化を図るとともに、県が重点的に担うべき業務以外のものについては、共助による公共領域の拡大をめざすため、民間への開放や市町村・民間との連携・協働を積極的に推進します。

(2) 県庁改革

～少数精鋭体制による柔軟で機動的な行財政運営システムの構築～

重点化した県の政策・施策を効果的・効率的に実施するため、職員のコスト意識やスピード感といった経営感覚を磨くなど意識改革を図りつつ、柔軟で機動的な行政資源の配分など、少数精鋭体制による行財政運営システムを構築し、成果重視型の行政経営を推進します。

(3) 財政構造改革

～持続可能な財政構造の確立～

基金の取崩しに頼らない収支均衡型の財政構造の確立という財政健全化目標の実現を図るため、財源不足への対応や財政力に見合った歳出規模への転換に向けた取組等の継続により、持続可能な財政構造の確立を推進します。

また、「公共サービス改革」、「県庁改革」と一体となって、選択と集中、成果重視型の財政運営を進めるとともに、公会計の整備等に取り組み、財政構造改革の質的な側面からの深化を図ります。

III 推進方法

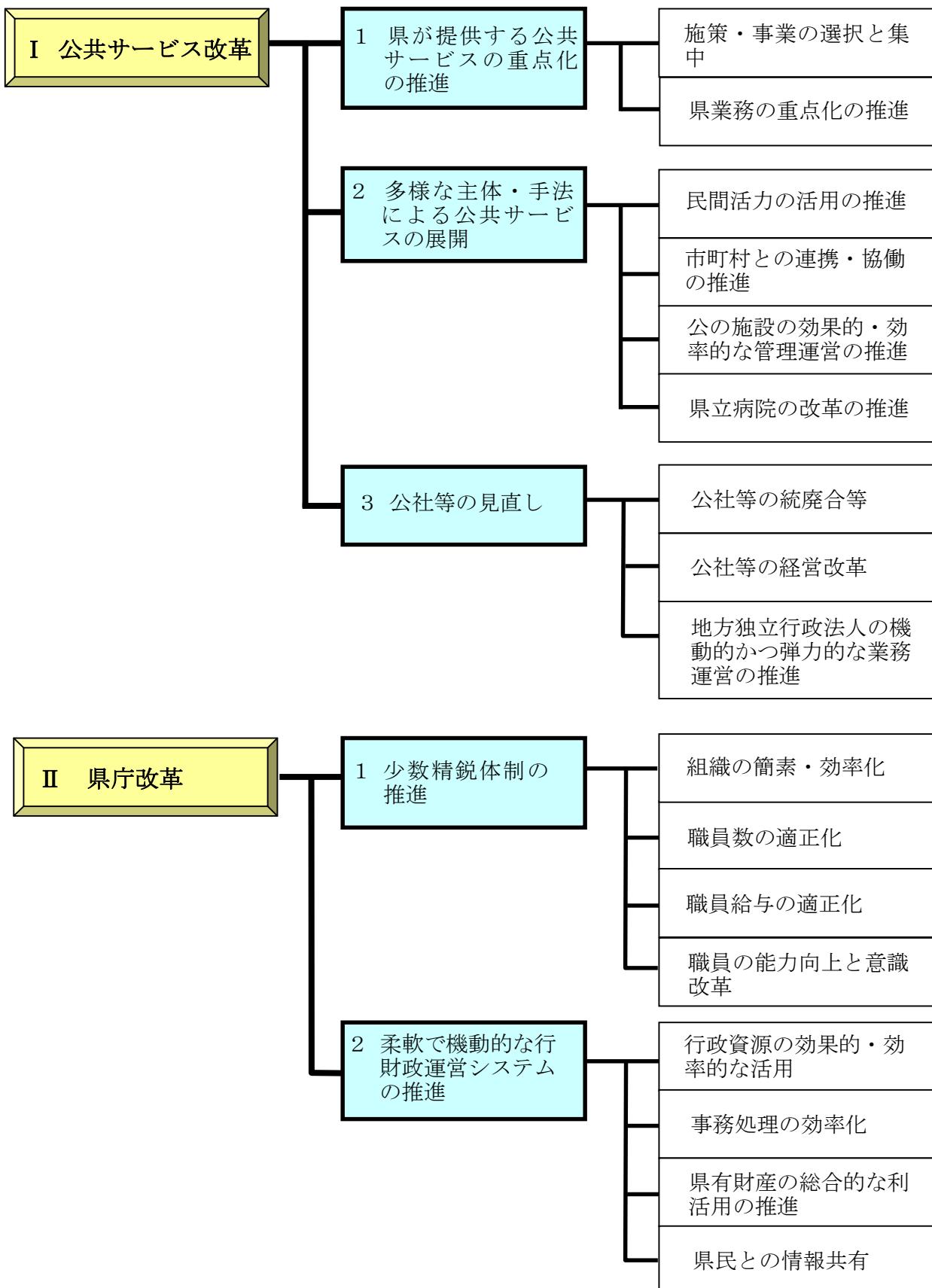
実効ある行財政改革を推進するため、取組方策の内容やスケジュール等を掲載した実施計画を大綱策定後速やかに策定し、必要に応じた見直し（取組方策の追加、前倒し等）を行いながら、知事を本部長とする行財政改革推進本部を主体として全庁一丸となって積極的に取り組みます。

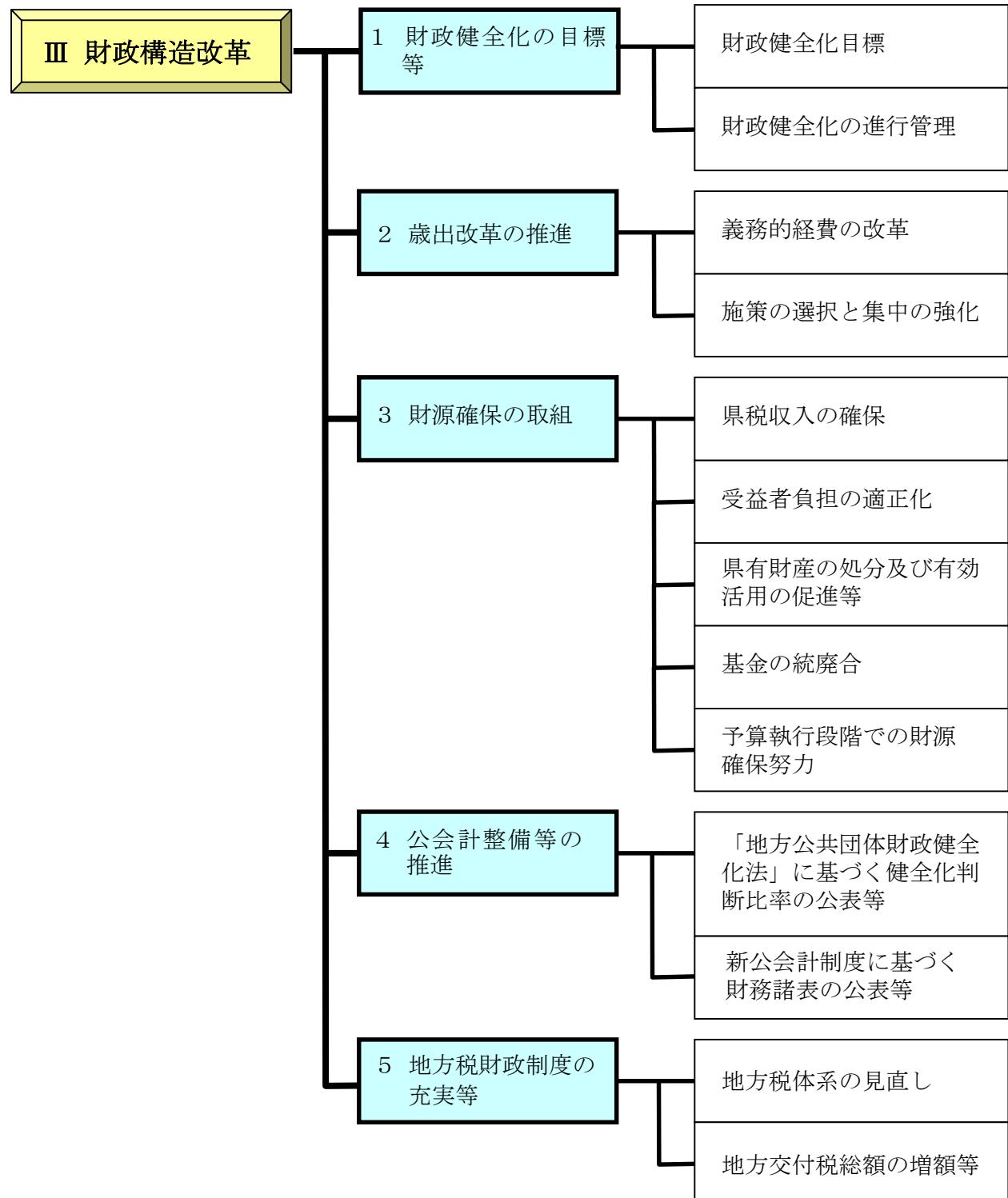
また、行財政改革推進本部において、毎年度、行財政改革の推進状況を点検するとともに、その結果を取りまとめ、民間有識者等で構成する行財政改革推進委員会に報告し、ご意見等をいただきながら、着実に行財政改革を推進します。

なお、行財政改革の推進状況等については、県のホームページ等を通じ、毎年度、公表します。

第2 行財政改革の取組方策

【 行財政改革の体系 】





I 公共サービス改革

1 県が提供する公共サービスの重点化の推進

時代に適応する公共サービスへの転換をめざし、今後の県の施策・事業の選択と集中を徹底するとともに、その方向性及び県の果たすべき役割を踏まえ、県の業務の重点化を推進します。

(1) 施策・事業の選択と集中

「青森県基本計画未来への挑戦」を着実に推進するため、現行の行政評価制度を見直し、毎年度、政策点検を実施するとともに、知事をトップとする作戦会議において次年度の施策の重点化を図るための戦略キーワードを決定し、これに基づき、県の重点事業等を立案・実施していきます。

(2) 県業務の重点化の推進

県が実施している業務（仕事）について、県の果たすべき役割の重点化の方向を踏まえ、毎年度の予算編成や業務の点検を通じ、県民にもたらす成果を重視した選択と集中の徹底により不要不急な業務を廃止・休止するとともに、市町村等との本来の役割分担に基づく県関与のあり方の見直しを進め、県の業務の重点化を推進していきます。

2 多様な主体・手法による公共サービスの展開

(1) 民間活力の活用の推進

公共サービスを多様な主体の共助により展開するため、民間の主体性や民間が有するノウハウ、マンパワー等の活用により、効果的かつ効率的な公共サービス

の提供が図られるものについて、民間への移行、民間委託、民間との連携・協働を推進します。

ア 民間への移行の推進

県の先導的な取組を経て、今後、民間団体の主体的な活動により、より大きな効果が見込まれる観光推進業務や県産品販売促進業務などについて、積極的に民間への移行を推進します。

イ 民間委託の推進

工業用水道事業の包括的な民間委託を進めるなど民間委託を推進します。

また、民間委託の更なる推進に向け、アウトソーシング推進民間提案制度について、民間の発意をより一層反映できるよう、県業務情報の提供内容を見直すなど充実を図ります。

さらに、公共領域への民間の参画を推進するため、法的規制等については、規制緩和提案を積極的に行います。

ウ 民間との連携・協働の推進

県と民間が互いに有する資源を持ち寄り、連携・協働することで、より大きな成果と満足が得られるよう、県と民間相互の連携・協働ニーズや民間企業等の社会貢献提案をマッチングする新たな制度を創設するなど、民間との連携・協働を推進します。

また、身近な公共空間である道路、公園及び河川の美化・清掃等について、県民が主体となってボランティアで管理するアダプトプログラム等の実施を拡大します。

(2) 市町村との連携・協働の推進

市町村との適切な役割分担に基づき、住民に身近な行政サービスは市町村に委

ねるなど、市町村との協働による行政サービス提供体制を推進します。

ア 事務権限の移譲

住民に身近な行政サービスはできるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、現行の事務権限移譲推進計画（終期：平成 22 年度）に基づく取組を着実に進めるとともに、国における第二期地方分権改革の進展を睨みつつ、平成 23 年度以降の新たな事務権限移譲推進計画を策定し、市町村との密接な連携の下、事務権限の移譲を引き続き推進します。

なお、事務権限の移譲に当たっては、円滑な移譲ができるよう財源措置や人的支援などに配慮します。

また、国における第二期地方分権改革に伴う事務権限の移譲に当たっても、継ぎ目のない行政サービスを確保するため、円滑な実施に努めます。

イ その他の連携・協働

県と市町村の一層の連携を図るとともに、ノウハウの共有やコスト等の分散を図るため、市町村との共同事業の実施を推進します。

また、県職員と市町村職員の交流による資質の向上を図るため、引き続き、県と市町村の若手職員の相互人事交流を実施します。

(3) 公の施設の効果的・効率的な管理運営の推進

公の施設の管理運営に当たっては、指定管理者制度によることを基本としつつ、それによることができない施設については、効果的かつ効率的な管理運営を推進します。

このため、県が直接管理運営している公の施設のうち、青い森鉄道（県有施設）について、平成 22 年度の青森開業に合わせ、指定管理者制度を導入するほか、他自治体において指定管理者制度の導入事例がある施設（県立美術館、県立図書館、総合社会教育センター、県立郷土館、県立少年自然の家）については、他自

治体における同制度導入後の課題や効果等を見極め、最適な管理運営方策を検討します。

なお、既に指定管理者制度を導入している公の施設については、管理運営状況のモニタリングを通じ、サービスの向上及び適正な管理運営を推進します。

(4) 県立病院の改革の推進

県立病院について、「県立病院改革プラン」（終期：平成 22 年度）に基づく取組を着実に進めるとともに、地方公営企業法の全部適用による経営改善の状況等を踏まえつつ、平成 23 年度以降の新たな県立病院改革計画を策定し、医療機能や経営基盤の強化を図ります。

3 公社等の見直し

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

【統廃合】

- 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と社団法人青森県畜産協会との統合
- 社団法人青森県水産振興会の統廃合を含む抜本的な見直し

【業務運営体制の見直し】

- 青森県土地開発公社の業務運営体制の見直し
- 財団法人 21 あおもり産業総合支援センターと財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

ウ 経営評価制度の実施

公社等の自立性を高め、経営の健全化を進めるため、公社等の経営状況、業務執行状況等について、専門家等による点検評価を行い、その結果に基づいて適切な指導助言を行うための経営評価制度を引き続き実施します。

(3) 地方独立行政法人の機動的かつ弾力的な業務運営の推進

県が設立する地方独立行政法人が、それぞれの中期目標に基づき、自律的で、機動的かつ弾力的な業務運営を行い、その成果がこれまで以上に効果的に発現できるよう設立団体としての取組を進めます。

II 県庁改革

1 少数精鋭体制の推進

(1) 組織の簡素・効率化

これまでの市町村合併や市町村への事務権限移譲の進展に加え、更なる地方分権の推進に向けた動き、交通網等社会基盤整備の進展、ITを活用したコミュニケーション手段の普及など、県行政を取り巻く環境は大きな変化の中にあります。

このような中で、県民ニーズに的確に対応していく観点に立ち、時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源で最大の行政効果を発現していくため、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図ります。

ア 本庁の見直し

本庁については、行政需要の変化に対応しつつ、「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく各種施策の展開に資するため、機動的な見直しを行います。

イ 出先機関の見直し

出先機関については、平成16年度に改定した第4次行政改革大綱における、県内6地区又は7地区に配置している県税事務所、健康福祉こどもセンター(保健所、福祉事務所、児童相談所)、農林水産事務所、県土整備事務所及び教育事務所を、おおむね10年以内に県内3地区に配置するとの基本方針の下、統廃合を進めてきました。

また、この間、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めるため、総合的な出先機関として地域県民局を設置し、各地域の県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所及び県土整備事務所をその内部組織として再編するなど、その充実を図ってきました。

今後とも、出先機関については、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮しながら、地域県民局及び教育事務所のおおむね県内 3 地区への再編をはじめ、県外情報センターの見直しなど時代の変化に柔軟に対応した見直しを進めていきます。

ウ 交番・駐在所の統廃合

交番・駐在所については、管内の治安情勢等を踏まえ、引き続き統廃合を進めます。

エ 職制等の見直し

職制等について、地方公務員制度改革の動向にも留意しつつ、より一層簡素で効率的かつ機動的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行います。

(2) 職員数の適正化

定員適正化については、第 4 次行政改革大綱において平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で、一般行政部門において職員数を 800 人削減することを目標に取り組み、平成 19 年度までに 631 人の削減を行ったほか、教育部門、警察部門においても目標を定め、平成 19 年度までにそれぞれ、71 人、12 人の削減を図ってきたところです。

(参考) 平成 20 年 4 月 1 日現在の職員数

一般行政部門	4,631 人
教育部門（教職員を除く）	533 人
警察部門（一般職員）	387 人

今後、更に簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、新たな数値目標を設定し、組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化、事務事業の見直し等により、積極的に定員適正化を進めます。

また、この定員適正化の目標を着実に達成するため、引き続き早期退職制度を実施します。

ア 定員適正化

- 一般行政部門（教育、警察及び公営企業を除く部門）
一般行政部門の職員について、平成 25 年 4 月 1 日までに 4,000 人以下の体制を実現します。
- 教育部門
教育委員会事務局及び学校以外の教育機関について、平成 25 年 4 月 1 日までに 485 人以下（一般職員 297 人以下、指導主事等 188 人以下）の体制を実現します。
また、教職員について、「県立高等学校教育改革第 3 次実施計画」【前期】（平成 21 年度～平成 25 年度）を踏まえ県立高等学校の教職員の人員の見直しを行うとともに、県費単独措置の職員についても、業務の民間委託等を進めることにより、人員の見直しを行います。
- 警察部門（一般職員）
警察部門の一般職員について、平成 25 年 4 月 1 日までに 382 人以下の体制を実現します。

イ 早期退職制度の継続実施

勧奨退職制度について、現行の早期退職制度（対象年齢の引下げ及び退職手当の早期退職に係る割増率の引上げの措置）を、4 年間延長（平成 21 年度から平成 24 年度まで）し、この間の早期退職を促進します。

(3) 職員給与の適正化

社会経済情勢の変化、地方公務員制度改革の動向及び人事委員会勧告を踏まえ、職員給与の適正な管理を行います。

ア 紙与制度の見直し

社会経済情勢の変化や人事委員会勧告等を踏まえ、給与制度及び運用について適時適切に見直し、給与構造改革を推進します。

また、技能労務職員の給与水準を総点検するなど、職務・職責に応じた適正な給与水準の確保に努めます。

イ 諸手当等の見直し

社会経済情勢や勤務環境の変化等を踏まえ、特殊勤務手当や職務関連手当等について、その内容及び水準を総点検し、抜本的な見直しを行います。

(4) 職員の能力向上と意識改革

県民の真に必要とする行政ニーズを的確に把握し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくため、行政経営を担う人材の確保と育成を図るとともに、意識改革に取り組みます。

ア 人材の確保

職員採用試験の年齢制限を見直すなど、職員の採用方法を再検討し、多様な人材の確保を図ります。

また、新たな行政需要に対応するために、特定の専門分野に関して任期付職員の採用制度を活用するなど、機動的な人材確保を行います。

イ 人材の育成

「青森県人材育成ビジョン」に基づく取組を推進し、人事評価制度の活用等による職員の能力・適性の的確な把握と、これらを踏まえた個々の職員の業務に必要な能力・専門性の向上に資する研修を行うなど、より一層適切な人材育成方策を実施し、職員の能力向上を図ります。

また、職員の能力を十分に発揮させるために欠かせない健康管理をサポートする取組の充実を図ります。

ウ 人材の活用

職員の備えている専門性や資質を活かすとともに、意欲を持った職員の登用を推進し、より一層適切な人事管理に取り組みます。

また、今後、定年退職者の増加を反映し、再任用職員数の増加も予想される中で、職員が定年までに培った知識・経験の活用と特定時期に集中する事務の効率的な執行を図るため、工事検査事務など専門的かつ勤務形態が再任用に適した業務を選定の上、再任用職員を積極的に活用します。

エ 意識改革の徹底

会議開催に要するフルコストの試算等の取組を通じ、これまで以上にコスト意識とスピード感を持って業務を遂行するよう、職員の経営感覚の醸成を図ります。

また、府内ベンチャー制度や職員提案制度の充実等を通じ、職員の意識改革とチャレンジ意欲の向上に取り組みます。

2 柔軟で機動的な行財政運営システムの推進

(1) 行政資源の効果的・効率的な活用

県民ニーズを的確に反映し、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用するため、行政資源を効果的に配分し、かつ機動的に活用する、少数精鋭体制に対応したマネジメントの確立に取り組みます。

ア 行政資源の効果的な配分

「青森県基本計画未来への挑戦」を着実に推進するため、知事をトップとする作戦会議において決定される戦略キーワードに基づく翌年度の取組の重点化の基本方針を踏まえ、行政資源の効果的な配分を行います。

イ 各部局の主体性の拡大

各部局が、少数精鋭体制を推進しつつ、情勢変化に迅速に対応して、施策を効果的かつ効率的に実施できるよう、自らの責任の下に、配分された行政資源を主体的に活用できる範囲の拡大に取り組みます。

ウ 各部局相互の連携の拡大

各部局の相互の連携を図ることにより、県民ニーズに的確に対応し、行政資源を効果的かつ効率的に活用していきます。

(2) 事務処理の効率化

業務プロセスの見直し等により、内部管理業務の縮減、権限委譲等の推進、ITを活用した事務処理の推進を図るなど、更なる事務処理の効率化を推進します。

ア 内部管理業務の縮減

業務プロセスの見直し等により、物品集中調達制度の拡大を図るなど、県民サービスに直結しない内部管理業務の縮減に取り組みます。

イ 権限委譲等の推進

○ 出先機関への権限委譲

県民に直結した行政サービスは、県民に身近で地域の実情等を最もよく把握している出先機関が処理する観点から、出先機関の機能強化並びに事務処理の迅速化及び効率化を図るため、出先機関への権限委譲を推進します。

○ 決裁区分の見直し

事務処理の迅速化及び効率化を図るため、部長決裁から課長決裁へ決裁区分を移すなど、決裁区分の見直しを進めます。

ウ　ＩＴを活用した事務処理の推進

ＩＴ化及び情報共有の推進により、定型的な事務の簡素・効率化を図るとともに、申請・届出等の行政手続に係るオンライン化の拡大に取り組み、県民の利便性向上を図ります。

(3) 県有財産の総合的な利活用の推進

庁舎等の財産を重要な経営資源としてとらえ、その有効活用を更に推進するため、「青森県県有施設利活用方針」に基づき、総合的な利活用の方向性と具体的な取組に関する計画を策定し着実に実施します。

また、施設の計画から管理までのあらゆる段階において、全序的にコスト管理を徹底するため、営繕部門の集約化及び維持管理水準の統一化を進めるとともに、長期的なコスト管理や既存施設の利活用の視点からチェックする仕組みを検討します。

(4) 県民との情報共有

県民ニーズを的確に反映した行政サービスを提供していくため、県のホームページを活用した迅速な情報発信や出前講座の拡充など、広報広聴機能の充実を図り、県民との情報共有を積極的に推進します。

III 財政構造改革

1 財政健全化の目標等

本県では、これまで、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造の確立を図ることとし、中長期的視点に立って、収支均衡（基金に頼らない財政運営）の実現をめざしてきました。

「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく諸施策の推進を着実に支えるとともに、地方分権・地域間競争の激化や国・地方を通じた財政健全化方針が示されているなど、県政を取り巻く環境変化が激しい時代の中で、その変化に的確に対応できるよう、引き続き、収支が均衡する持続可能な財政構造の確立に向けた取組を徹底します。

(1) 財政健全化目標

基金が枯渇しかねない厳しい財政見通しの下でも、財政再生団体に転落させない財政運営を堅持します。

また、持続可能な財政構造を確立するため、財源不足の解消を段階的に進め、元金ベースでのプライマリーバランスの黒字幅の維持・拡大により県債残高の圧縮を図るとともに、最終的には、一定規模の基金残高を確保しつつ収支均衡（基金に頼らない財政運営）の実現をめざします。

(2) 財政健全化の進行管理

財政の中期的な見通し（中期財政試算）の作成・公表を行い、環境変化に応じた所要の調整を図りながら、財政健全化目標の実現に向けて取り組むこととし、その実現に向けた進捗状況については、ストックベース（元金ベース・プライマリーバランス）と収支ベース（基金取崩額）との両面での財政収支を用いるなどにより示していきます。

2 歳出改革の推進

歳入を超える歳出を見直し、身の丈すなわち財政力に見合った歳出規模への改革努力を継続していくこととし、人件費や公債費の抑制による義務的経費の改革に取り組むとともに、施策の選択と集中の強化に努めます。

(1) 義務的経費の改革

ア 人件費の抑制

少数精鋭体制をめざす県庁改革で掲げた職員数・職員給与の適正化等により、人件費の抑制を図ります。

イ 公債費の適正化

県債の新規発行の抑制等により、将来の公債費負担の軽減を図るとともに、県債残高の圧縮に努めます。

また、元金ベースでのプライマリーバランスの黒字幅の維持・拡大の下で、銀行等引受債については、一定期間、実質償還期間を 30 年（現行 20 年）へと延長するなど、公債費の平準化対策を実施します。

(2) 施策の選択と集中の強化

ア 一般政策経費等

限られた財源の重点配分を図るため、施策の選択と集中の視点と、県行政を取り巻く環境変化を踏まえた必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点により、補助金を含む事務事業について不断の見直しを行います。

また、各部局が見直しに主体的・計画的に取り組めるよう、複数年度シーリングを導入し、平成 23 年度の一般財源総額について平成 20 年度のおおむね 10% 削減を図ります。

イ 公共事業関係費（普通建設事業費）

本県発展に資する社会資本整備や県民生活の安全・安心に関連した公共事業関係費への重点化を図り、財源や実施手法への検討を加えながら、計画的に実施していきます。なお、総量については、個別に所要額を精査していくもの等を除き、国の改革方針に沿って、地方負担ベース（県債と一般財源の合計）で毎年度3%削減を基本としながら、当初予算編成時に決定します。

また、大規模施設については、既存施設の耐震や老朽化等のための改築・改修を優先することとし、新たな大規模施設の整備については、財政健全化の見通しが立つまでの間、必要に応じて、将来に向けた検討・議論を実施していきます。

ウ 重点事業の推進

「青森県基本計画未来への挑戦」の推進と予算編成との一体性を確保するため、重点事業の推進のための特別な予算要求枠を確保します。

また、重点事業の推進に当たっては、これまで以上に、施策の選択と集中及び成果重視の視点の強化に努めます。

3 財源確保の取組

今後、一定程度の基金残高を確保した上で、収支均衡（基金に頼らない財政運営）の実現をめざしていくため、安定的な財源確保と臨時的な財源確保の両面からの取組を推進します。

(1) 県税収入の確保

これまで実施している法定外税等（核燃料物質等取扱税等）について更新・延長を検討していくなど、課税自主権の活用を図ります。

また、税負担の公平と財源確保を図るため、県税の徴収対策を引き続き実施します。

(2) 受益者負担の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、使用料、手数料等について、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図るよう定期的に見直しを行うとともに、新たな受益者負担の徴収や減免措置の見直しを検討します。

(3) 県有財産の処分及び有効活用の促進等

「青森県県有施設利活用方針」に基づき、不用施設については、積極的な広報活動のほか、土地建物一括売却の推進、宅地建物取引業者への売却業務委託の実施等により、積極的に売却を進めます。

また、印刷物、ホームページ等への広告の掲載など、収入確保の取組を継続するほか、県庁舎等の内部を活用した広告の掲載や空きスペース等の貸付を検討します。

(4) 基金の統廃合

特定の事業目的のために積み立てられた果実運用型の特定目的基金を中心に、「青森県基本計画未来への挑戦」に基づく諸施策や県政の緊急課題の財源確保のために活用できる基金との統廃合を検討します。

(5) 予算執行段階での財源確保努力

予算執行段階での創意工夫を凝らした経費の節減や予算を上回る歳入確保努力により生じた財源については、基金の復元や後年度の財政負担の軽減に活用します。

4 公会計整備等の推進

県財政の状況に関する適切な情報開示に取り組むとともに、効果的・効率的な行政経営への活用や資産・債務の適切な管理に資するため、公会計の整備等を推進し、財政構造改革を支えます。

(1) 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率の公表等

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、県議会に報告し、公表します。

(2) 新公会計制度に基づく財務諸表の公表等

国の新基準に基づく財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成・公表し、財政構造改革の推進に活用します。

5 地方税財政制度の充実等

本県財政は、これまでの徹底した行財政改革努力にもかかわらず、依然として多額の基金取崩しを余儀なくされ、今後の財政見通しも厳しいものとなっていますが、この最大の要因は、地方交付税総額について、平成16年度の大幅削減をはじめ平成17年度以降も削減が継続したことや、地方の一般財源総額が抑制されている中、社会保障関係費等の義務的経費が大幅に増加し続けていることによるものです。

本県が、危機的な財政状況を克服し、持続可能な財政構造を確立していくためには、県自らの行財政改革努力を前提として、一般財源収入の根幹である地方税と地方交付税の充実が必要であり、このことについての国の真摯な対応を求めるため、次に掲げるような内容について、全国知事会等と連携し、国に対して積極的に働きかけていきます。

(1) 地方税体系の見直し

ア 地方消費税の充実など、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

(2) 地方交付税総額の増額等

ア 過去数年にわたり大幅に削減された地方交付税総額の増額

イ 増加する社会保障関係費等の財政需要の適切な積上げや地方再生対策の強化等による、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の増額確保

ウ 地方交付税総額を減額させない形での地方税財源の見直し

エ 地方財政を犠牲にした国のプライマリーバランス改善の見直し



資料編

	ページ
資料 1 本県におけるこれまでの行財政改革の取組	30
《参考 1》これまでの財源不足額への主な取組状況	34
《参考 2》第 4 次行政改革大綱に基づく取組の概要	36
資料 2 本県財政の現状と財政運営の圧迫要因	38
資料 3 財政の中期的な見通しと行財政改革効果額の見込み	40

資料 1

本県におけるこれまでの行財政改革の取組

1 これまでの財源不足額（歳入と歳出とのギャップ）の状況

- 財政改革プラン（平成15年11月）と行政改革大綱の改定（平成16年12月）の策定・実行により、巨額の財源不足額（3,969億円）に対処し、財政再建団体への転落を回避

（単位：億円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	計 (H16～H20)
財政改革プラン推進前の 財源不足額 A	△ 317	△ 361	△ 484	△ 419	△ 451	△ 2,032
H16以降の地方財政対策による 財源不足拡大額 B	△ 226	△ 268	△ 360	△ 508	△ 575	△ 1,937
H16 地方交付税 総額の大額削減	△ 226	△ 205	△ 238	△ 301	△ 323	△ 1,293
H17～H20の地方財政 対策による影響額 C		△ 63	△ 122	△ 207	△ 252	△ 644
財源不足額 計 D (A + B)	△ 543	△ 629	△ 844	△ 927	△ 1,026	△ 3,969

- 財源不足額（3,969億円）への取組状況については後掲。
- H17以降の地方財政対策によるマイナスの影響がなければ、特例債の活用後ではあるものの、基金に頼らない財政運営を達成との見方も。

【参考】H17以降の地方財政対策による影響を除いた場合の財源不足額

（単位：億円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20
財源不足額の実績 (各年度の基金取崩額) E	△ 162	△ 89	△ 159	△ 198	△ 187
財源不足額（推計） (E - C)	△ 162	△ 26	△ 37	9	65

2 これまでの行財政改革による成果

（1）生活創造社会推進のための財源確保

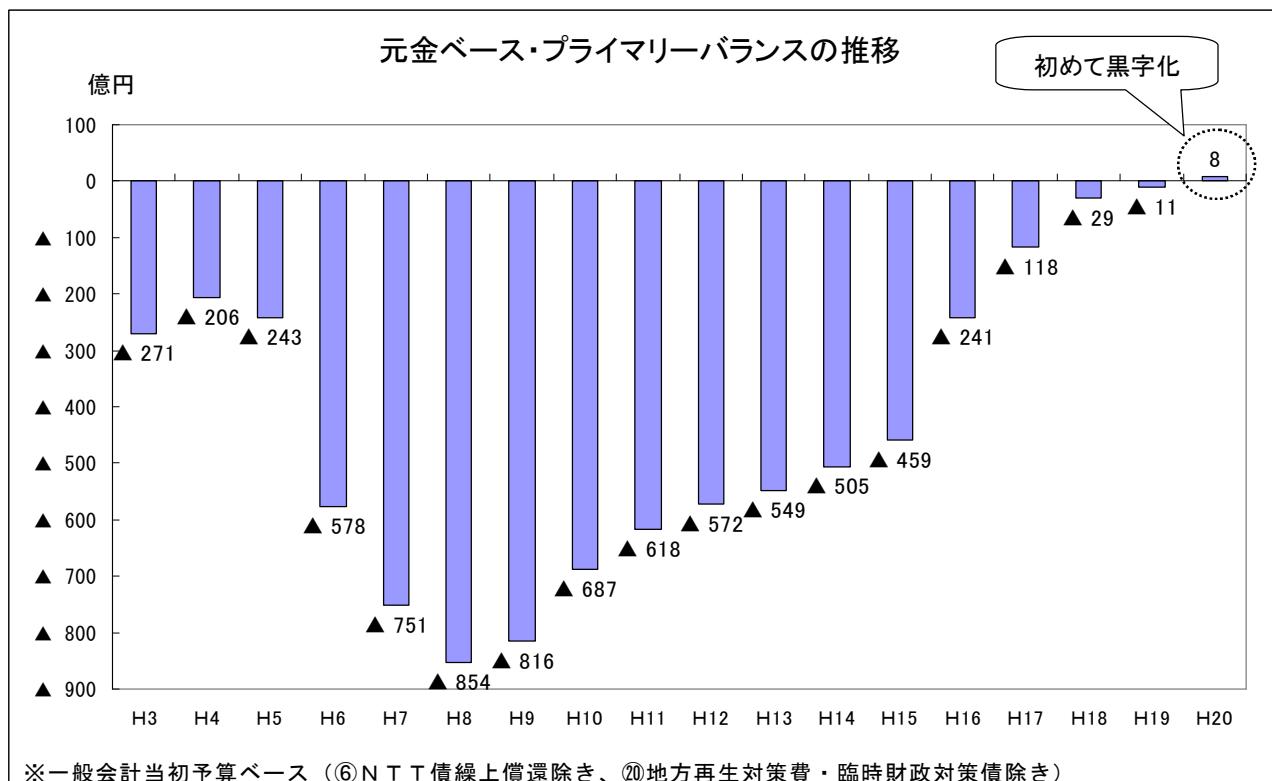
国の地方財政対策によるマイナスの影響への対応に終始せざるを得ない状況の下でも、青森県重点推進プロジェクトの推進や新幹線建設費負担金等の緊急課題のための財源を確保。

区分	事業費（H16～H20の計）
青森県重点推進プロジェクト	280億円
新幹線建設費負担金	969億円
生活創造公共事業重点事業	693億円

(2) 財政構造改革の進展

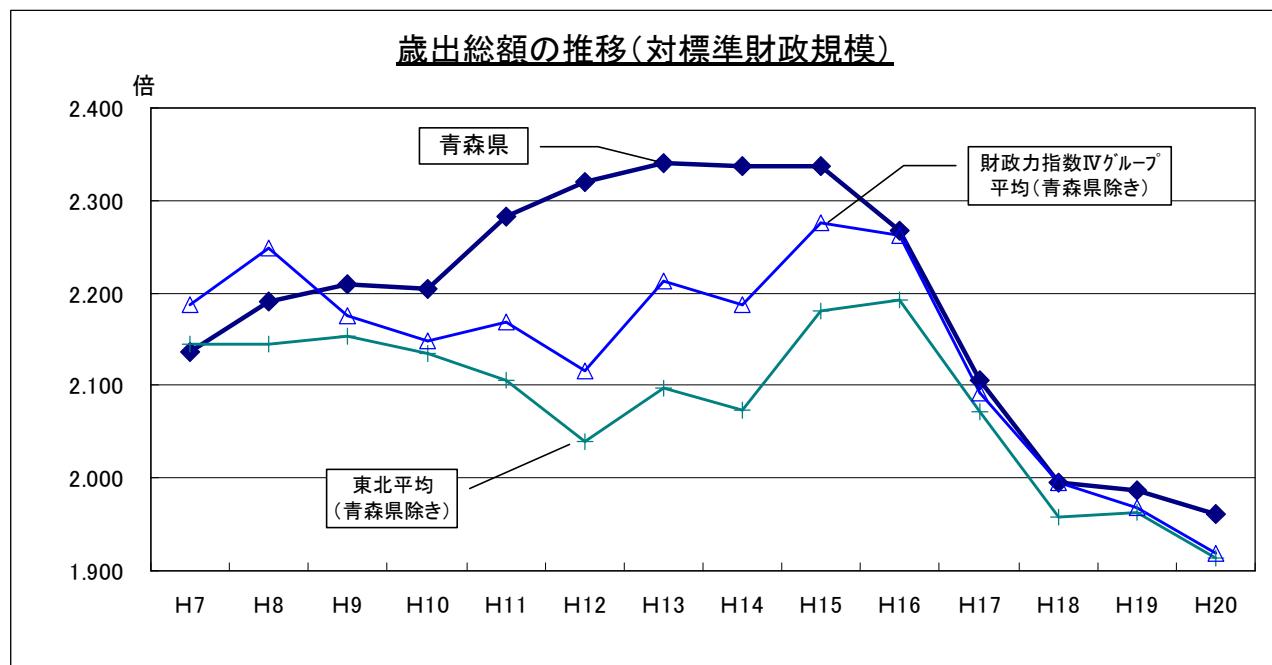
① 将来世代への責任

■ 将来負担（県債残高）の減少局面への転換

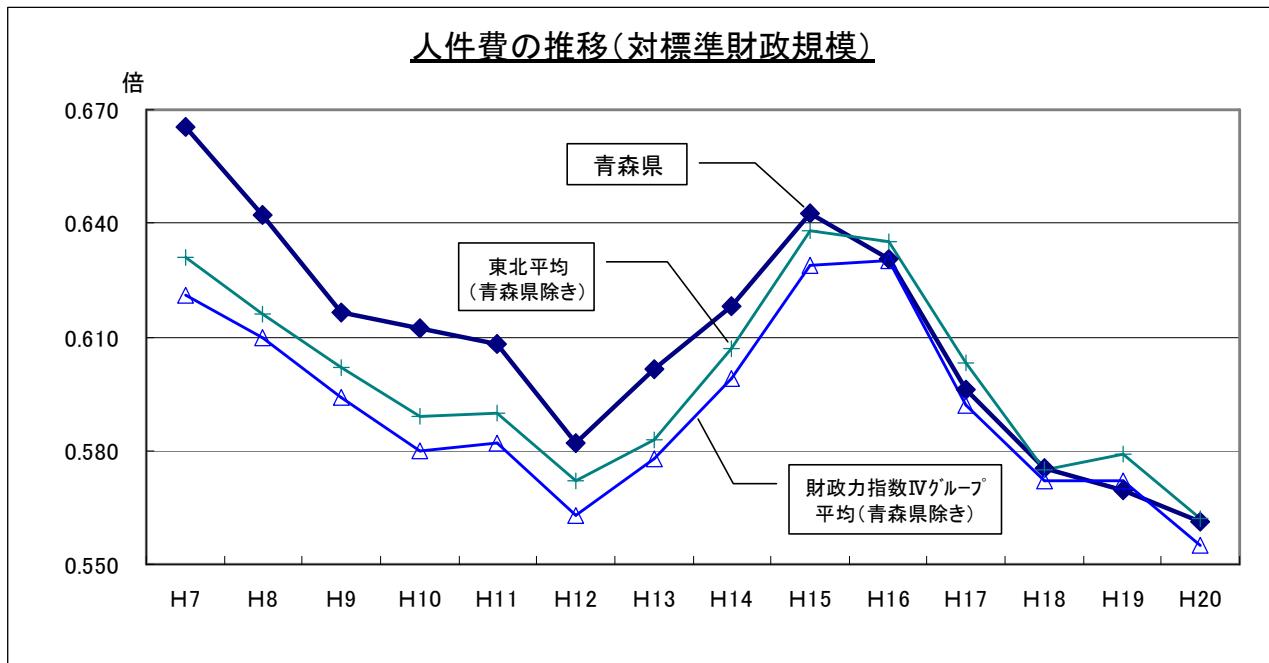


② 身の丈（財政力）に見合った歳出規模への改革努力

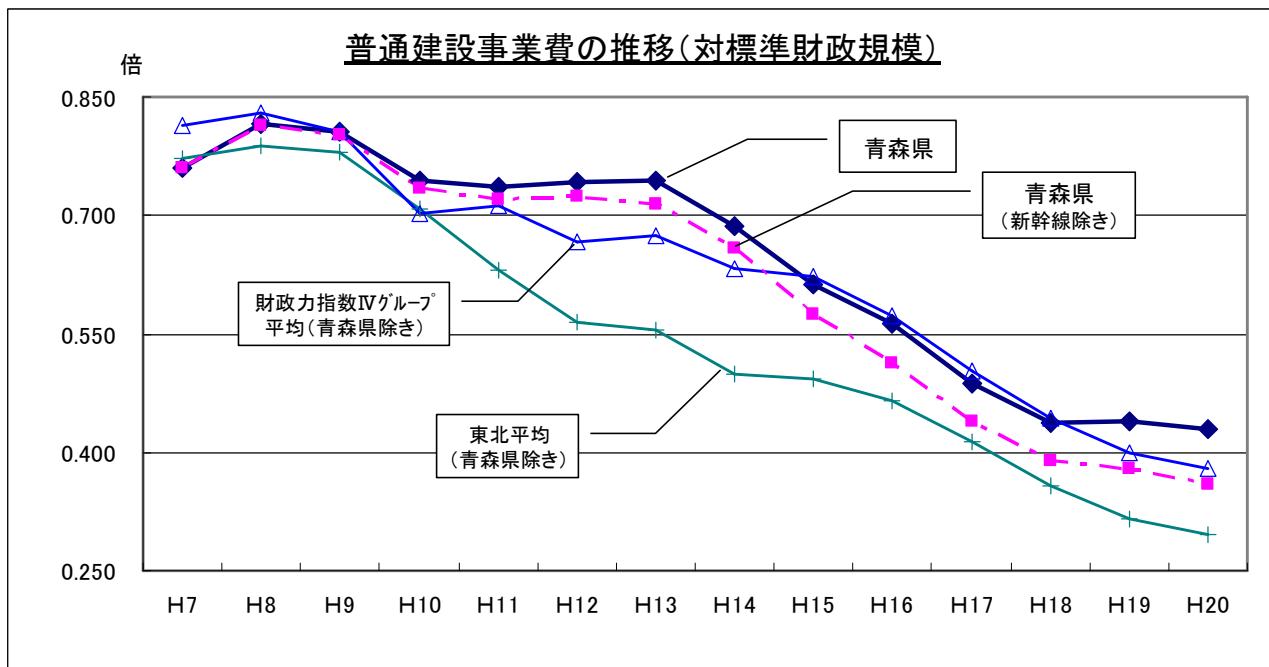
■ 歳出総額



■ 人件費

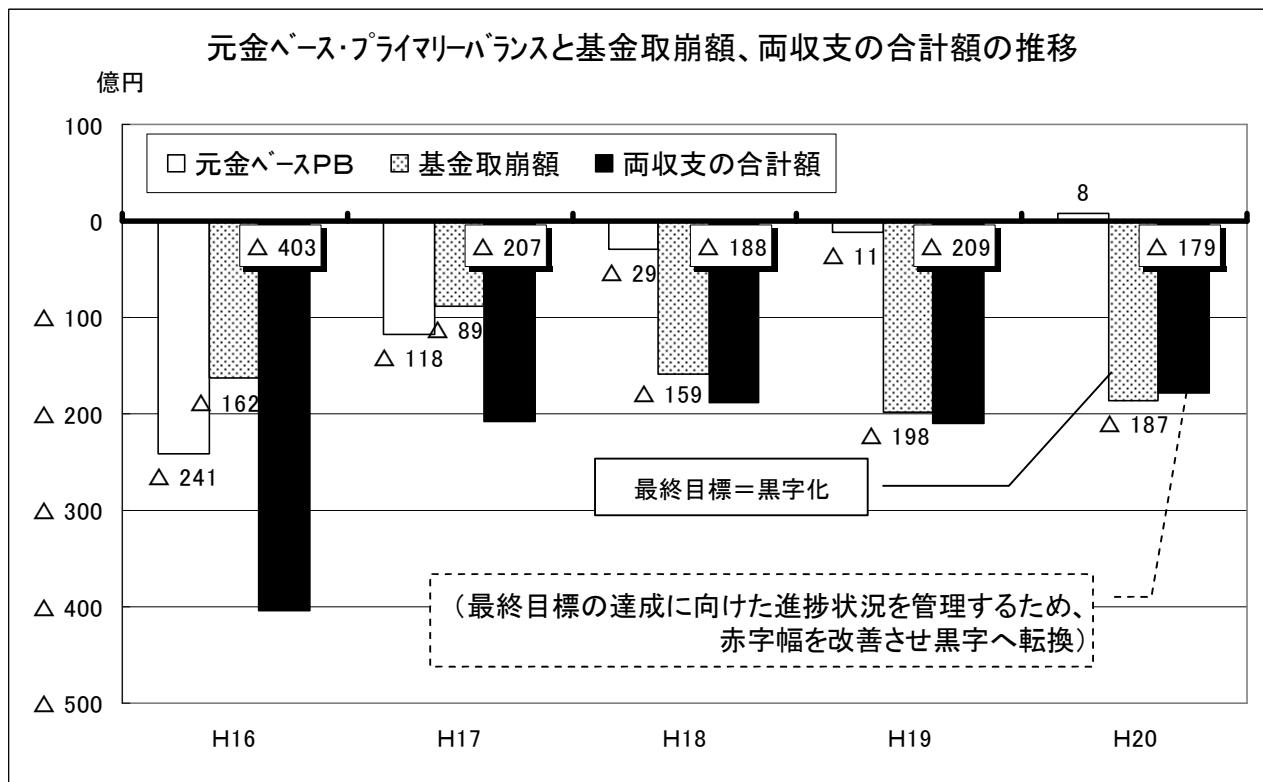
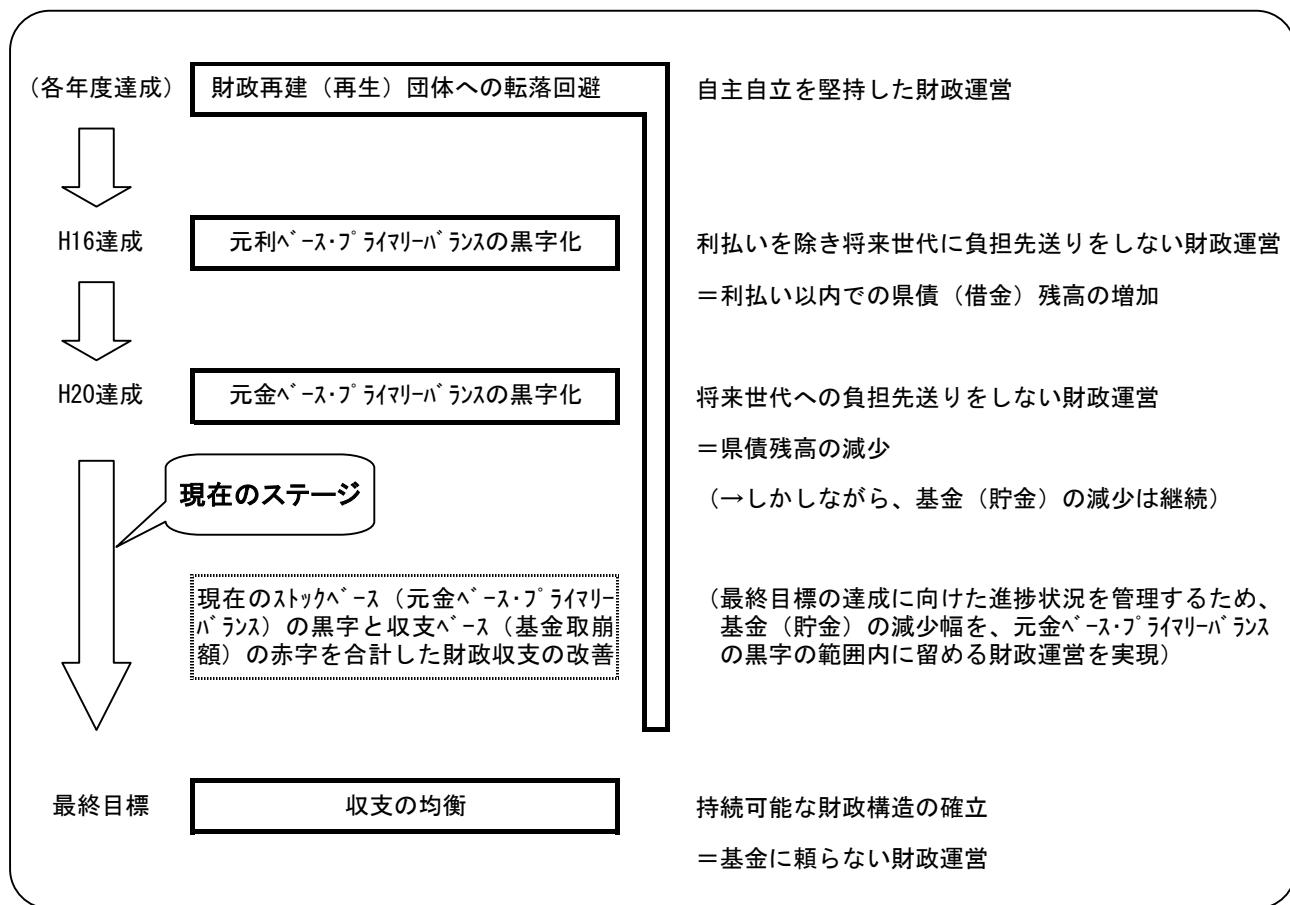


■ 普通建設事業費（公共事業関係費）



(3) 持続可能な財政構造の確立に向けて

- 道半ばの状況を強いられつつも、一歩ずつ着実に前進



《参考1》これまでの財源不足額への主な取組状況

(単位：億円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	増減率 (15→20)
人件費	2,244	2,138	2,095	2,083	2,055	2,026	△ 9.7%
退職金	194	172	159	184	202	214	10.3%
退職金以外の人件費	2,050	1,966	1,936	1,899	1,853	1,812	△ 11.6%

◎行財政改革（H16～H20）の累積効果額（一般財源ベース） 680億円

1 職員数の適正化 累積効果額 229億円

(参考) 定員適正化の状況（一般行政部門）

○H16.4.1～H21.4.1の適正化計画 △800人

○H16.4.1～H20.4.1までの実績 △631人

2 職員給与の見直し

(1)給与の減額措置 累積効果額 150億円

①特別職の給料及び期末手当（知事△20%、副知事等△10%）

②議員報酬（議長△5%、副議長△4%、議員△3%）

③一般職員給料（職位に応じ△6%～△2%）

④管理職手当（△5%）

(2)人事委員会勧告に基づく給与の見直し 累積効果額 235億円

①15年度勧告（給料△1.04%、期末手当△0.25月）

②16年度勧告（寒冷地手当の段階的引下げ）

③17年度勧告（給料△0.35%、期末手当+0.05月）

④19年度勧告（給料+0.13%、期末手当△0.05月）

(3)諸手当等の見直し 累積効果額 66億円

特殊勤務手当・農林漁業改良普及手当の見直し、退職手当支給率の見直し、退職時特別昇給の廃止等

普通建設事業費 (公共事業関係費)	2,138	1,905	1,713	1,582	1,584	1,552	△ 27.4%
----------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

◎行財政改革（H16～H20）の累積効果額（一般財源ベース） 790億円

(参考1) 15年度対比予算額 (単位：億円)

区分	15年度	20年度	増減	増減率
新幹線建設費負担金	129	253	124	96.1%
その他の普通建設事業費	2,009	1,299	△ 710	△ 35.3%

(参考2) 普通建設事業費の構造改革（単独から補助へのシフト） (単位：%)

区分	15年度	16年度	20年度	備考
補助事業費（構成比）	48.1	48.0	52.4	単独から補助へのシフトについて
単独事業費（構成比）	51.9	52.0	47.6	17年度当初予算以降の取組

(単位：億円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	増減率 (15→20)
一般行政経費等 (補助金、その他行政経費等)	862	823	758	683	715	671	△ 22.2%

◎行財政改革（H16～H20）の累積効果額（一般財源ベース） 485億円

1 事務事業の見直し状況（15年度対比効果額・一般財源ベース）

(単位：億円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
事務事業のスクラップ＆ビルド	△ 16	△ 23	△ 49	△ 55	△ 79	△ 222
県単補助金の廃止（※）・縮減	△ 6	△ 24	△ 37	△ 55	△ 69	△ 191
経常経費（内部管理経費）の見直し	△ 5	△ 11	△ 12	△ 21	△ 23	△ 72
計	△ 27	△ 58	△ 98	△ 131	△ 171	△ 485

（※）県単補助金の廃止のうち事務事業のスクラップと重複するものは含めていない。

公債費	1,142	1,132	1,153	1,146	1,164	1,174	2.8%
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

◎行財政改革（H16～H20）の累積効果額（一般財源ベース） 792億円

（対策内容）

- 県債の新規発行の抑制
- 借換債の発行による平準化
- 繰上償還による後年度負担の軽減

【参考】

■ 財源不足額（H16～H20）

△ 3,969億円

■ 財源不足額への対応状況（H16～H20）

3,935億円

1 行財政改革効果の発現	2,747億円
・人件費関係	680億円
・普通建設事業費関係（公共事業関係費）	790億円
・一般行政経費等関係（補助金、その他行政経費等）	485億円
・公債費関係	792億円
2 財源対策等	1,188億円
・県債の増発（特例債等）	393億円
・基金取崩し	795億円

■ 前提条件の変動等（H16～H20）

34億円

《参考2》第4次行政改革大綱(平成16年度改定)に基づく取組の概要

- 第4次行政改革大綱については、222件の実施事項を計画し、平成20年度をもって、ほぼすべてを完了できる見込み
- 主な取組については、次のとおり

行政サービス提供施設の再編等

- 海洋学院、青年の家、社会福祉研修所、母子福祉センターの廃止
- 下北少年自然の家のむつ市への移譲、釜臥荘など4社会福祉施設の民間への移譲

公の施設への指定管理者制度の導入と外郭団体の廃止

- 公の施設（平成20年4月1日現在62施設）に指定管理者制度を導入。それに伴い、従来管理委託をしていた県の外郭団体を廃止
《廃止した団体》
(財)青い森みらい創造財団、(社)青森県産業振興協会（水族館管理部門）

地方独立行政法人への移行

- 県立保健大学を平成20年4月に公立大学法人化
- 4試験研究機関（※）を統合し、平成21年4月に一つの地方独立行政法人を設立予定
※青森県工業総合研究センター、青森県農林総合研究センター、青森県水産総合研究センター、青森県ふるさと食品研究センター

公社等の理事長候補者に係る公募制の導入

平成16年度～

延べ7公社等

知事が公社等の理事長の任命等を行う際の手続の公正及び透明性を確保

組織の簡素・効率化

- 本庁・出先機関の見直し
 - ・文化観光部の廃止
 - ・地域県民局の設置
 - ・農業改良普及センターの農林水産事務所単位での統合
 - ・五所川原県土整備事務所及び鰺ヶ沢県土整備事務所の統合など
- 警察署・交番等の統廃合
20警察署 215交番等 → 18警察署 161交番等

定員適正化

○一般行政部門において800人削減することを目標に取り組み、平成19年度までに631人を削減。また、教育部門、警察部門においても目標を定め、平成19年度までにそれぞれ、71人、12人を削減。

(参考) 平成20年4月1日現在の職員数

一般行政部門	4,631人
教育部門（教職員を除く）	533人
警察部門（一般職員）	387人

職員給与の適正化

○給与構造改革の実施、特殊勤務手当・農林漁業改良普及手当の見直し、退職手当支給率の見直し、退職時特別昇給の廃止等により、職員給与の適正化を実施。

総務事務センター設置による給与事務等の合理化

○職員の給与及び旅費の支給事務等の内部管理業務について、総務事務センターを設置し、ITを活用した集中処理等を進め、事務処理を合理化。

ファシリティマネジメントの実施

○県有施設の管理運営の最適化を図るため、ファシリティマネジメント（※）を導入し、清掃業務委託等に係る仕様書及び積算基準の統一や群管理による発注等により、県有施設の維持管理コストを縮減。

平成18年度における縮減額…△22.5%、△約2億4,200万円（平成15年度対比）

※ファシリティマネジメント（Facility Management）……施設・設備を経営資源としてとらえ、経営的視点から、総合的・長期的観点に立ちコストの最適化を図り、施設・設備を管理・活用する手法

人事評価制度の実施等

○目標管理型の手法を取り入れた人事評価制度について、平成18年度から本格実施。

○県における新たな人材育成方針「青森県人材育成ビジョン」の改定・実施。

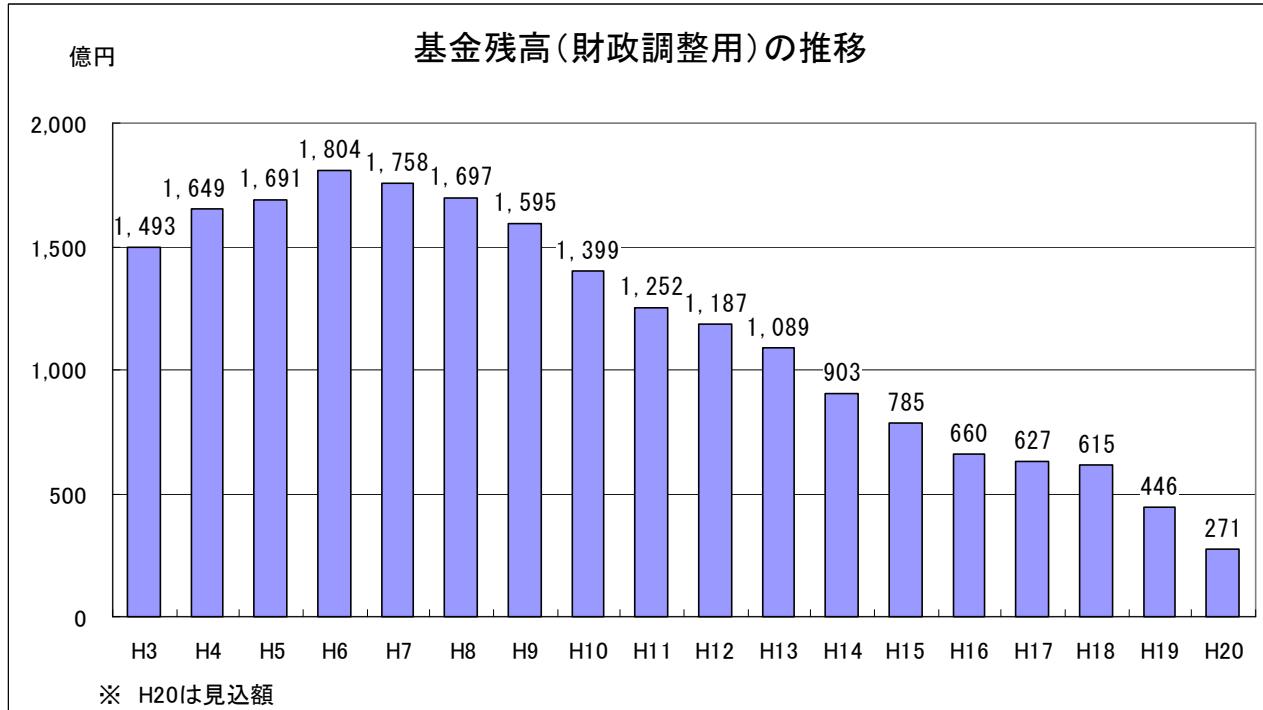
○より実効性ある職員研修を実施するため、平成18年度から自治研修所業務の包括的な民間委託を実施。

資料2

本県財政の現状と財政運営の圧迫要因

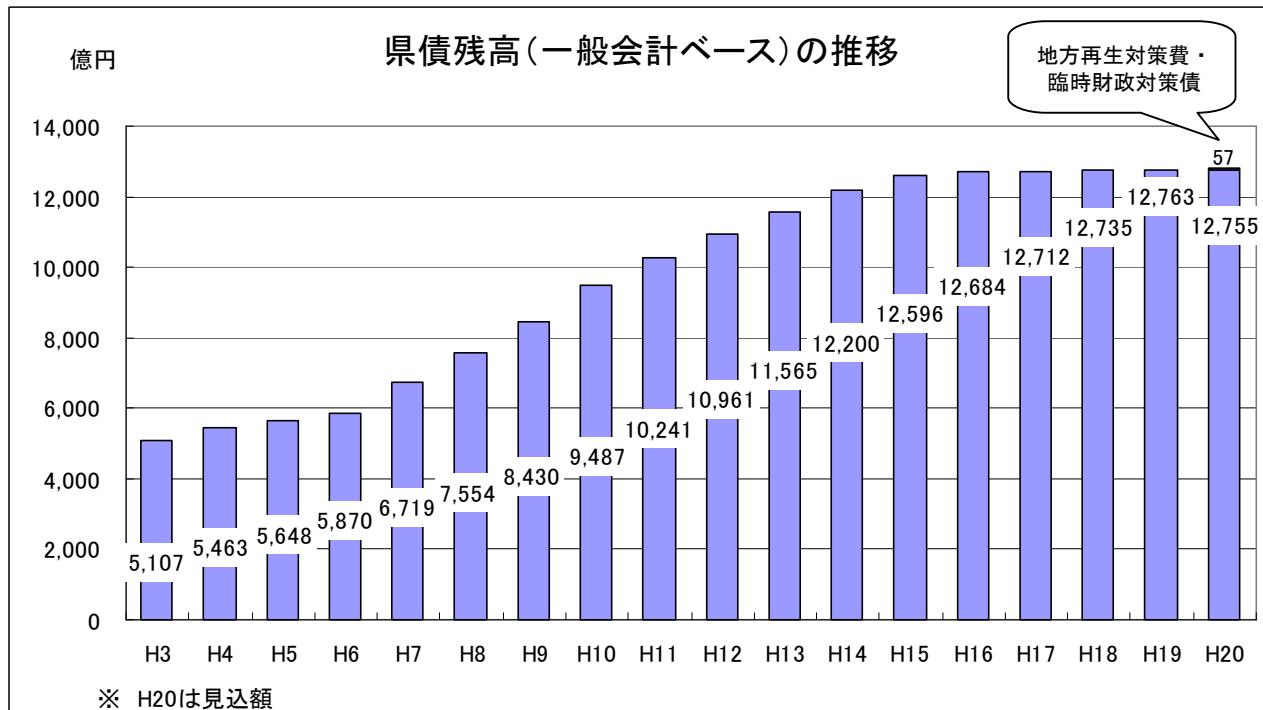
1 基金残高

- 平成6年度をピークに減少を続ける基金残高



2 県債残高

- これまでの増加基調に歯止め
- 将来世代の負担軽減のため、引き続き、新規県債発行の抑制により元金ベース・プライマリーバランスの黒字基調を継続し、県債残高を圧縮



3 財政の中期的な見通し（行財政改革の推進前）

- H21～H23年度（行財政改革大綱の集中取組期間）までに、736億円の財源不足額が生じる見通し
- 財源不足額を基金の取崩しだけでやり繰りする財政運営では、H22年度に基金が枯渇

(単位：億円)					
区分	H20	H21	H22	H23	計 (H21～H23)
財源不足額	△187	△242	△253	△241	△736
基金残高 (財政赤字額)	271	29	(△224)	(△465)	—
集中取組期間				(参考)	

【参考】地方財政の将来推計結果 (H20.7月 全国知事会公表資料)

※ 全国的な傾向としても、基金が枯渇し財政運営が破綻しかねない状況

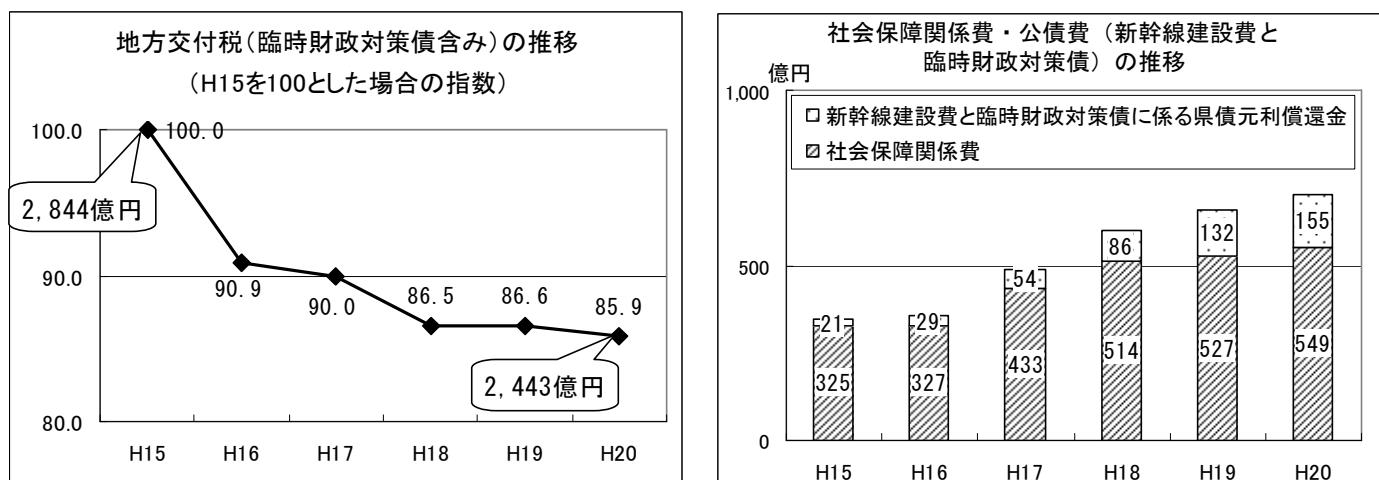
(単位：兆円)				
区分	H20	H21	H22	H23
基金残高	1.0	—	—	—

(単位：兆円)				
区分	H20	H21	H22	H23
基金残高	3.1	1.8	0.3	— (基金が枯渇)

※試算の前提：GDPが内閣府試算・成長シナリオの場合

4 財政運営の圧迫要因

- 地方交付税（臨時財政対策債含み）が削減されている中、社会保障関係費、新幹線建設費負担金と臨時財政対策債に係る県債償還費の増加が財政運営を圧迫



資料3

財政の中期的な見通しと行財政改革効果額の見込み

1 財政の中期的な見通し（平成20年8月試算）（行財政改革効果反映前）

年 度		H 2 0	集中取組期間			参 考		
区 分			H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	
歳 入	県 税 等	1,764	伸 率	伸 率	伸 率	伸 率	伸 率	
	地 方 交 付 税	2,197	1,889 7.1	1,961 3.8	1,963 0.1	1,963 0.0	1,963 0.0	(単位：億円、%)
	県 債	998	2,129 △ 3.1	2,080 △ 2.3	2,107 1.3	2,107 0.0	2,107 0.0	
	臨 時 財 政 対 策 債	246	941 △ 5.7	826 △ 12.2	821 △ 0.6	821 △ 0.7	813 △ 1.0	
	そ の 他 の 県 債	752	218 △ 11.5	189 △ 13.0	189 0.0	189 0.0	189 0.0	
	そ の 他 の 歳 入	1,932	723 △ 3.8	637 △ 12.0	632 △ 0.7	632 △ 0.7	624 △ 1.2	
	歳 入 合 計	6,891	1,911 △ 1.1	1,898 △ 0.7	1,900 0.1	1,902 0.1	1,883 △ 1.0	
歳 出	義 務 的 経 費	3,369	6,870 △ 0.3	6,765 △ 1.5	6,791 0.4	6,785 △ 0.1	6,745 △ 0.6	
	人 件 費	2,026	3,430 1.8	3,431 0.1	3,425 △ 0.2	3,425 0.0	3,448 0.7	
	退 職 手 当	214	2,028 0.1	2,009 △ 0.9	1,980 △ 1.5	1,964 △ 0.8	1,964 0.0	
	退職手当除きの 人 件 費	1,812	218 1.6	213 △ 2.1	198 △ 7.2	196 △ 0.9	210 7.1	
	扶 助 費	169	1,810 △ 0.1	1,796 △ 0.8	1,782 △ 0.8	1,768 △ 0.8	1,754 △ 0.8	
	公 債 費	1,174	174 3.0	179 3.0	184 3.0	190 3.0	196 3.0	
	普 通 建 設 事 業 費	1,552	1,228 4.6	1,243 1.2	1,261 1.4	1,271 0.9	1,288 1.3	
歳 出	補 助 事 業 費	719	1,518 △ 2.2	1,410 △ 7.1	1,400 △ 0.7	1,391 △ 0.6	1,339 △ 3.7	
	单 独 事 業 費	654	723 0.5	724 0.2	724 0.0	723 △ 0.1	673 △ 6.9	
	そ の 他 (国直轄、受託)	179	616 △ 5.8	507 △ 17.7	497 △ 2.0	489 △ 1.7	487 △ 0.3	
	そ の 他 の 歳 出	2,157	179 0.0	179 0.0	179 0.0	179 0.0	179 0.0	
	歳 出 合 計	7,078	2,164 0.3	2,177 0.6	2,207 1.4	2,207 0.0	2,215 0.4	
	財 源 不 足 額 (歳 入 - 歳 出)	△ 187	7,112 0.5	7,018 △ 1.3	7,032 0.2	7,023 △ 0.1	7,002 △ 0.3	
	基 金 残 高 (財 政 赤 字 額)	271	△ 242	△ 253	△ 241	△ 238	△ 257	
			29	(△ 224)	(△ 465)	(△ 703)	(△ 960)	

【参考試算】平成23年度まで地方交付税総額の厳しい抑制が継続された場合

年 度		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
区 分							
財 源 不 足 額 の 拡 大 額			0	△ 37	△ 74	△ 74	△ 74
財 源 不 足 額	△ 187		△ 242	△ 290	△ 315	△ 312	△ 331
基 金 残 高 (財 政 赤 字 額)	271		29	(△ 261)	(△ 576)	(△ 888)	(△ 1,219)

この試算値は、今後の経済情勢や地方税財政制度の動向、さらには新たな行財政改革の取組み等、試算の前提に応じて変化するものであり、今後、その時々の状況変化に対応して中期財政試算をローリングさせていくものです。

(推計方法一覧)

〈歳 入〉

■ 一般財源

- 地方交付税（臨時財政対策債含む）については、「平成 19 年度から平成 21 年度までの普通交付税の推計について（平成 19 年 4 月・総務省）」に基づき、**平成 21 年度の減額**を見込んで試算
 - ・基準財政需要額（公債費等除き）について、21 年度は△1.5%
 - ・基準財政収入額について、21 年度は 1.9% 増（政府経済見通しを参考）
- 県税（特定税目を除く）については、21 年度は 1.9% 増（政府経済見通しを参考）により試算
- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設に伴う平成 21 年度からの影響額を見込んで試算
 - ・地方法人特別譲与税の増収及び法人事業税（県税）の減収を見込むとともに、地方交付税（基準財政収入額）の試算に反映

【参考試算】平成 23 年度まで地方交付税総額の厳しい抑制が継続された場合

- 地方交付税（臨時財政対策債含む）については、
 - ・基準財政需要額（公債費等除き）について、②①～②③各年度△1.5%
 - ・基準財政収入額について、②① 1.9%、②② 1.7%、②③ 1.5% 増（政府経済見通しを参考）
- 県税（特定税目を除く）については、23 年度まで連動して増により試算
- その他（県債等）
 - 歳出連動により試算

〈歳 出〉

■ 人件費

- 退職手当については見込み人員による積上げ
- 現行の行政改革大綱による平成 20 年度までの職員数の適正化を加味（21 年度以降の職員数の適正化は見込んでいない）

■ 普通建設事業費

- 新幹線建設費負担金（八戸・新青森間及び新青森・新函館間）、県境不法投棄対策事業については、計画額を基に試算
- その他については、20 年度同額を基本に試算

■ その他

- 県税連動交付金については、県税収入の伸び率により試算
- 社会保障関係費については、21 年度以降の増額見込みを反映
- 並行在来線関係費については、22 年度以降の八戸・青森間開業に伴う増額見込みを反映（JR 東日本に対して無償譲渡等を求めている鉄道資産取得に係る経費は見込んでいない）

2 行財政改革効果額の見込み等

集中取組期間				(参考)		
(単位:億円)						
区分	H21	H22	H23	計 (H21~H23)	H24	H25
行財政改革効果反映前の財源不足額	△ 242	△ 253	△ 241	△ 736	△ 238	△ 257

行 財 政 改 革 效 果	歳出改革の推進	職員数の適正化による人件費の抑制、公債費平準化対策、一般政策経費等の選択と集中、公共事業関係費の重点化等	330程度	「行財政改革効果反映前の財源不足額」に織り込み済み
	財源確保の取組	不用財産売払収入、特定目的基金の統廃合、持続可能な範囲内での特例債の増発等	180程度	
	〔重点事業の推進等〕	新青森県基本計画推進等のための特別枠設定等	△120	
	計		510程度	

行財政改革効果反映後の財源不足額	△120程度	△80程度	△20程度	△220程度	(概ね收支均衡)
基 金 残 高	150程度	70程度	50程度	一	

【用語解説】

○アウトソーシング推進民間提案制度

県の業務について、民間企業やNPO法人等から自らが業務を担う（受託する）とした場合の企画提案を募り、業務の外部化（民間委託）に向けた検討を積極的に推進するために設けた県の仕組みのことをいう。

○アダプトプログラム

公共施設（道路、河川、公園など）の一定区域・区間について、市民グループや民間企業などが定期的・継続的に清掃・美化等を受け持ち、その活動に対して、行政が活動用具の提供やアダプトサイン（活動団体の名称を明記した表示板）の設置などの支援をする、行政と民間が連携・協働して公共施設の管理を行う手法のことをいう。

○一般財源

地方税や地方交付税など使途が特定されず、どのような目的にも使用できる財源のことである。これに対し、特定の事業に充てることとされている国庫補助金や地方債、使用料などの財源については「特定財源」という。

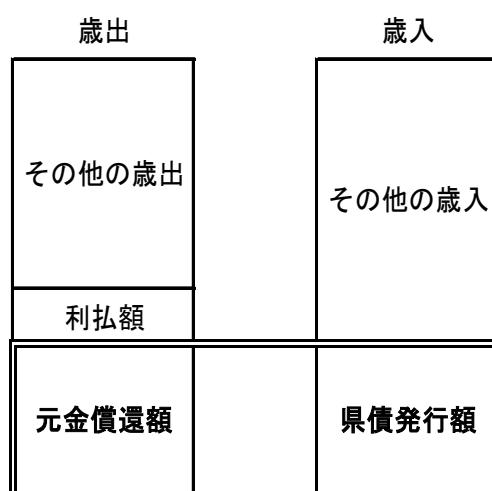
○一般政策経費等

歳出のうち、義務的経費（後述）や公共事業関係費などを除いた一般的な行政経費を指し、主に政策的な事業の実施に要する経費や経常的な内部管理業務に要する経費などがこれに含まれる。

○元金ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）

本県では、財政健全化目標の1つに、元金ベースでのプライマリーバランスを掲げているが、元金ベースでのプライマリーバランスは、「元金償還額－県債発行額」で表され、黒字の状態では、新たな借入額が返済額を下回っているため、県債の残高が着実に減少することとなる。

- ・県債発行額を元金償還額の範囲内に抑えることで、県債残高の累増に歯止めが掛かる状態。
- ・県債発行額を元金償還額以下にし、黒字幅を拡大することで、県債残高が減少していく。



○基金

法律や条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するためのものである。

一般的に地方公共団体の貯金に例えられる財政調整基金、県債管理基金など財政調整的な役割を果たすもののほか、特定の事業目的のために積み立てられた特定目的基金などがあり、このうち毎年度の基金の運用益を財源に特定目的の事業を実施するものは果実運用型と呼ばれている。

○義務的経費

歳出のうち、人件費（職員給与、退職手当など）、扶助費（生活保護法等に基づき支給される生活保護費など）及び公債費（後述）の3費目のことを指し、これらはその支出が義務的で節約し難い経費であるため、歳出全体に占める義務的経費の割合が大きいほど財政構造は硬直的であると言われている。

○共助

共助とは、様々な取組について民間と行政が力を合わせて活動する「協働」に加え、民間同志の自発的な連携も含めた概念として用いている。

なお、関連する用語として「自助」と「公助」があるが、自助とは、自分たちでできることは自分たちで行うこと、公助とは、自助・共助でできないことを行政が主体的に行うこと、と区分される。

○健全化判断比率

地方公共団体の早期健全化・財政再生基準となる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を指し、これらについては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになっている。なお、これらの指標が基準を上回れば、財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定しなければならないこととなる。

比 率	意 味
実質赤字比率	標準財政規模（地方公共団体における一般財源の標準的な規模）に対する実質的な資金不足額の割合
連結実質赤字比率	上記に公営事業（病院事業など）会計の実質的な資金不足額を加えた割合
実質公債費比率	標準財政規模に対する元利償還金及びこれに準ずるもの（一時借入金の利子など）の割合（3か年平均）
将来負担比率	標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債（県債残高のほか退職手当負担見込額や設立法人の負債額等負担見込額など）の割合

○公債費（県債、臨時財政対策債、銀行等引受債）

県債とは、県が公共施設の整備や災害復旧等の財源として資金調達する長期の借入金であり、その元利償還金などの支払にかかる経費を公債費という。

臨時財政対策債とは、地方の財源不足に対し、地方交付税の振替として発行することができる特例債である。なお、毎年度の元利償還金相当額は地方交付税で措置されることとなっている。

銀行等引受債とは、銀行等の金融機関からの借入、又は証券の引受けにより発行する県債のことである。

○財政再生団体（財政再建団体）

財政再生団体とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成21年度から、健全化判断比率（前述）のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが基準以上になると、財政再生計画を策定し、国の同意の下で、財政の立て直しを行わなければならない地方公共団体のことである。この場合、財政再生が優先されることとなり、自治体としての自由な予算編成権がなくなるなど、事実上、自治権が制限されるかたちになる。

なお、現行では、「地方財政再建促進特別措置法」に基づき、赤字額が一定割合以上となり、国の指定を受け、財政再建を行う団体を財政再建団体という。

○指定管理者制度

地方公共団体やその出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営の主体を、民間企業やNPO法人等に拡大し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度のことをいう（平成15年6月の地方自治法の改正により創設）。

○新公会計制度

住民等に対し、財政状況等の情報を分かりやすい方法で提供することを目的に、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対し、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようという取組が制度化されたものである。具体的には、原則として国の作成基準に準拠し、平成21年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表を作成・公表することとなっている。

貸借対照表	年度末における財政状況を明らかにするために、資産、負債、純資産を一表に記載したもので、バランス・シートとも呼ばれる。
行政コスト計算書	1年間の行政活動実績のうち、資産の形成につながらない行政コスト等を把握するためのもので、企業会計における損益計算書に相当する。
資金収支計算書	1年間の資金の出入りについて、性格の異なる3つの区分（経常的収支、公共資産形成収支、投資・財政的収支）に分け、それぞれの活動における資金調達やその使途を明らかにし、区分別の収支の状況を示すもの。
純資産変動計算書	貸借対照表の純資産に計上されたものが、1年間でどのように変動したか、つまり、これまでの世代が既に負担してきた正味財産の増減を示すもの。

○地方公営企業法の全部適用

地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分取扱い等の事務処理について定めている地方公営企業法の全ての規定を適用することである。病院事業については、財務規定のみが適用を義務付けられている（一部適用）が、地方公共団体の条例で定めることにより全部適用とすることができます、より一層自律的で、弾力的・機動的な運営が可能となる。

○地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を調整し、一定の行政サービスに必要な財源を保障するためのもので、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税それぞれの一定割合について、国から地方公共団体に一定の基準により交付される地方固有の財源である。

○地方独立行政法人

地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行うため、地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設立する法人のことをいう。

○府内ベンチャー制度

県庁職員のアイデアやチャレンジ意欲等を引き出すとともに、コスト感覚を持った成果重視の事業実施を促進するため、職員が企画立案した事業を自らが中心となって実施する県の重点事業の仕組みのことをいう。

○複数年度シーリング

シーリングとは予算の要求基準のことをいい、現行では、各部局毎に示される単年度の要求基準に基づき事務事業の組立・見直し等を行い、予算要求することとなるが、複数年度シーリングでは、複数年度（具体的には平成21年度から平成23年度までの3年間）における要求基準があらかじめ示されることから、各部局が、中期的な視点に立って、主体的・計画的に事務事業の見直し等に取り組むことができるようとするものである。

○法定外税

地方税法では、地方公共団体が課すべき税目を定めているが、これとは別に、特別な事情がある場合には、その必要に応じて、地方公共団体が独自に条例で定め、課することができますのことで、使途が限定されない法定外普通税と、使途が限定される法定外目的税に区分される。本県には、核燃料物質等取扱税（法定外普通税）、産業廃棄物税（法定外目的税）がある。



青森県総務部

〒030-8570 青森市長島一丁目 1 番 1 号

代表電話 017-722-1111

◎行政経営推進室行政改革等担当

電話 017-734-9107 FAX 017-734-8032

ホームページ [http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/
seisaku/gyozaikaku.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/gyozaikaku.html)

◎財政課財政改革グループ

電話 017-734-9028 FAX 017-734-8002

ホームページ [http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/
yosan/zaikaku.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/zaikaku.html)

※この印刷物の印刷経費は、1 冊あたり 51 円です。